



東六検審第63号

平成29年12月4日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

代表 八木啓代様

東京第六検察審査会事務局長 伊藤利明



検察審査会行政文書不開示通知書

9月29日付け（同日受理）で申出のありました検察審査会行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした検察審査会行政文書の名称等

- (1) 平成29年5月29日付けで受理された平成29年第10号事件の議決書の作成を補助した審査補助弁護士の氏名について記載されたもの
- (2) 検察審査員の全体的な選定基準などは最高裁が保有しているかどうか、またそうでないとしたら、選定基準を保有しているのがどの機関であるかについて記載されたもの
- (3) 東京第六検察審査会の、平成29年1月から平成29年9月に選任された検察審査委員の性別の分かるもの
- (4) 東京第六検察審査員及び補充員の平均年齢（平成29年2月～平成29年7月期）のわかるもののうち、東京第六検察審査会平成28年第4群検察審査員及び補充員の選定録
- (5) 平成29年東京第六検察審査会審査事件第10号（以下、「本事件」という。）に係る法第12条の4に規定する質問票の内容がわかる文書及び当該質問票を用いたことがわかるその他一切の文書

- (6) 本事件に係る法第16条第1項に規定する説明の内容及び当該説明を行ったとする一切の記録
- (7) 本事件に係る検察審査員に係る法第16条第2項に規定する宣誓書の有無がわかるその他一切の文書
- (8) 本事件に係る法第22条に規定する検察審査会議の召集状の写し等
- (9) 本事件に係る法第28条第2項に規定する会議録及び検察審査委員及び審査補助員による議論の内容のわかるもの
- (10) 本事件に係る法第39条の2第3項に規定される審査補助員が行った、本事件に関する法令及びその解釈に関する説明、事実上及び法律上の問題点の整理、当該問題点に関する証拠の整理、および本事件の審査に関して法的見地から行った助言の内容がわかるその他一切の文書
- (11) 本事件に係る検察審査会議の開催日程がわかるもの
- (12) 本事件に係る検察審査会議において配布あるいは参照用として提供された資料がわかるもの

2 開示しないこととした理由

1 のうち(9)から(12)までの各文書は、いずれも個別の審査事務に関する文書であり、検察審査会行政文書に該当しないので、検察審査会行政文書開示手続の対象とはならない。

1 のうち(1)から(3)まで及び(5)から(8)までの各事項が記載された検察審査会行政文書は存在しない。

1 の(4)の文書は、廃棄済みのため存在しない。

(問い合わせ先)

電話 03-3581-2918 東京第六検察審査会